

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日蔵関第 256 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>記</p> <p>1 (省略) (1) (省略) (2) 法第 42 条、<u>第 43 条</u>及び第 45 条に基づき行われる輸入の対象となる麦等であって税関に確認を依頼する麦等は、次に掲げる物品である。 (省略)</p> <p>2 税関の確認の時期及び方法 (1)～(2) (省略) (3) (省略) (省略) 確認方法 総合食料局は米穀等の輸入者に納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」(以下「申出書」という。)(別紙 2)の写しを交付し、申出書と収納機関(銀行等)が発行する納付金の「領収証書」(歳入徴収官事務規程別紙第 4 号書式の第 1 片)を輸入申告の際に提出させて、申出書及び当該領収証書の記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。 (省略) (4) 第 42 条第 5 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定に基づき政府の委託を受けた者が輸入する麦等の場合については、(1)に準じて行うものとする。 <u>(5) 法第 43 条第 1 項の規定に基づき、政府と売買契約を締結した者が輸入する麦等の場合については、(2)に準じて行うものとする。</u> (6) 法第 45 条に基づき納付金を納付して麦等の輸入を行う場合については、(3)に準じて行うものとする。ただし、この場合の申出書、変更申出書及び決定通知書の様式については、それぞれ別紙 5、別紙 6 及び別紙 7 によるものとする。 なお、<u>関税暫定措置法</u>（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等の輸入を行おうとする場合については、総合食料局は当該麦等の輸入者に特別特恵受益</p>	<p>記</p> <p>1 (同左) (1) (同左) (2) 法第 42 条及び第 45 条に基づき行われる輸入の対象となる麦等であって税関に確認を依頼する麦等は、次に掲げる物品である。 (同左)</p> <p>2 税関の確認の時期及び方法 (1)～(2) (同左) (3) (同左) (同左) 確認方法 総合食料局は米穀等の輸入者に納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」(以下「申出書」という。)(別紙 2)の写しを交付し、申出書と収納機関(銀行等)が発行する納付金の「領収証書」(歳入徴収官事務規程別紙第 1 号書式の第 1 片)を輸入申告の際に提出させて、申出書及び当該領収証書の記載内容(正味数量及び納付金額)と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。 (同左) (4) 第 42 条第 2 項において準用する法第 30 条第 2 項の規定に基づき政府の委託を受けた者が輸入する麦等の場合については、(1)に準じて行うものとする。 (新規) (5) 法第 45 条に基づき納付金を納付して麦等の輸入を行う場合については、(3)に準じて行うものとする。ただし、この場合の申出書、変更申出書及び決定通知書の様式については、それぞれ別紙 5、別紙 6 及び別紙 7 によるものとする。</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日財関第 256 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>国を原産地とする麦等の輸入である旨を記載した申出書の写しを交付し、輸入申告の際に提出させてるので、申出書の記載内容と輸入申告書等の記載内容とを対査確認する。</p> <p>3 (省略) 別紙 1 ~ 4 (省略)</p> <p>(別紙 5)</p> <p>[規則別記様式第 7 号]</p> <p>麦等輸入納付金納付申出書 (兼麦等輸入納付金納付調書)</p> <p>年 月 日</p> <p>農政事務所長 殿</p> <p>住所 氏名</p> <p>麦等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 14 条において準用する第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>記 (省略)</p> <p>(別紙 6)</p> <p>[規則別記様式第 8 号]</p> <p>麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼 納付金 増減額 算定 調書)</p> <p>年 月 日</p> <p>農政事務所長 殿</p> <p>住所 氏名</p> <p>年 月 日付けで提出した麦等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 14 条において準用する第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記のとお</p>	
	<p>3 (同左) 別紙 1 ~ 4 (同左)</p> <p>(別紙 5)</p> <p>[規則別記様式第 7 号]</p> <p>麦等輸入納付金納付申出書 (兼麦等輸入納付金納付調書)</p> <p>年 月 日</p> <p>農政事務所長 殿</p> <p>住所 氏名</p> <p>麦等の輸入に係る納付金を納付することについて、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 15 条において準用する第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。</p> <p>記 (同左)</p> <p>(別紙 6)</p> <p>[規則別記様式第 8 号]</p> <p>麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書 (兼 納付金 増減額 算定 調書)</p> <p>年 月 日</p> <p>農政事務所長 殿</p> <p>住所 氏名</p> <p>年 月 日付けで提出した麦等の輸入に係る納付金の納付申出書の記載事項の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 15 条において準用する第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記のとお</p>

新旧対照表

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際ににおける取扱いについて（平成 11 年 3 月 31 日財関第 256 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>り申し出ます。</p> <p>記（省略）</p> <p style="text-align: right;">(別紙 7)</p> <p>[規則別記様式第 9 号] 麦 等 輸 入 納 付 金 決 定 通 知 書</p> <p>年 月 日付けで提出された麦等の輸入に係る納付金の納付申出書（納付に係る変更申出書）については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 <u>14</u> 条において準用する第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所 氏名 殿</p> <p style="text-align: right;">農政事務所長</p> <p>記（省略）</p>	<p>り申し出ます。</p> <p>記（同左）</p> <p style="text-align: right;">(別紙 7)</p> <p>[規則別記様式第 9 号] 麦 等 輸 入 納 付 金 決 定 通 知 書</p> <p>年 月 日付けで提出された麦等の輸入に係る納付金の納付申出書（納付に係る変更申出書）については記載事項に誤りがあると認められたため、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第 <u>15</u> 条において準用する第 8 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり納付金の額を決定したので通知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住所 氏名 殿</p> <p style="text-align: right;">農政事務所長</p> <p>記（省略）</p>